

平成21年10月14日
東京都告示第1396号
改正平成29年1月27日

東京都省エネルギー性能評価書作成基準

第1 目的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第23条の2第2項の規定により、特別大規模特定建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能(以下「省エネルギー性能」という。)の評価として、建築物の熱負荷の低減及び設備のエネルギーの使用の合理化についての評価を記載した書面(以下「省エネルギー性能評価書」という。)の作成方法その他の事項に関する基準を定めることを目的とする。

第2 省エネルギー性能の評価基準

省エネルギー性能の評価は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)第13条の2第3項各号に掲げる措置ごとに、別表に掲げる基準により行うものとする。

当該評価は、5段階でアルファベット文字AAA、AA、A、B、Cで表すものとし、AAAを上位として、以下AA、A、B、Cの順とする。

第3 省エネルギー性能評価書の作成方法の基準

- 1 条例第20条の3に規定する特別大規模特定建築主は、新築等をしようとする特別大規模特定建築物に係る建築物環境計画書に基づき、建築物の熱負荷の低減にあつては規則第8条の3第2項第2号から第8号までに規定する用途に供する部分の全部について、設備のエネルギーの使用の合理化にあつては同項第2号から第9号までに規定する用途に供する部分の全部について、第2の評価基準に従つて当

該特別大規模特定建築物の省エネルギー性能の評価を行い、別記第1号様式による省エネルギー性能評価書を作成するものとする。

- 2 別記第1号様式その1及びその2中「省エネルギー性能評価書(設計)」とあるのは、条例第23条の6第5項の規定により変更後の省エネルギー性能評価書の交付を行う場合にあっては「省エネルギー性能評価書(変更)」と、特別大規模特定建築主の工事完了後に省エネルギー性能評価書の交付を行う場合にあっては「省エネルギー性能評価書(完了)」と書き換えて、使用するものとする。
- 3 省エネルギー性能評価書を構成する文字及び記号は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

第4 省エネルギー性能評価書交付状況一覧の様式

規則第13条の4第6項第1号に規定する省エネルギー性能評価書交付状況一覧の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

附則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第20条の3に規定する特別大規模特定建築主であつて、この告示の施行の日前に同条例第21条の規定により建築物環境計画書を提出したものについては、この告示による改正後の東京都省エネルギー性能評価書作成基準別表及び別記第1号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都省エネルギー性能評価書作成基準別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

規則第13条の2第3項で定める措置	東京都建築物環境配慮指針別表第1(住宅以外の用途)					省エネルギー性能の評価基準	
	分野	区分	細区分	評価基準(住宅以外の用途)	評価基準の段階	項目名	評価
建築物の熱負荷の低減	エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷の低減	建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の熱負荷の低減	PAL*の低減率が20以上であること。	3	建築物の熱負荷の低減率(PAL*の低減率)	AAA
				PAL*の低減率が15以上20未満であること。	2		AA
				PAL*の低減率が10以上15未満であること。	1		A
				PAL*の低減率が5以上10未満であること。			B
				PAL*の低減率が0以上5未満であること。			C
設備のエネルギーの使用の合理化	省エネルギーシステム	設備システムの省エネルギー	ERRが40以上(規則第8条の3第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する用途に供する部分(以下「特定非住宅部分」という。))については30以上)であること。	3	設備システムのエネルギー利用の低減率(ERR)	AAA	
			ERRが30以上40未満(特定非住宅部分については25以上30未満)であること。	2		AA	
			ERRが20以上30未満(特定非住宅部分については20以上25未満)であること。			A	
			ERRが10以上20未満であること。			1	B
			ERRが0以上10未満であること。				C

